

独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程

(平成15年10月7日規程第19号)

改正 平成18年 5月12日規程第11号
改正 平成19年 2月15日規程第 2号
改正 平成19年 9月28日規程第19号
改正 平成19年12月14日規程第22号
改正 平成20年10月 8日規程第14号
改正 平成23年 4月28日規程第21号
改正 平成25年10月 8日規程第38号
改正 平成28年10月 5日規程第55号
改正 平成29年 8月28日規程第35号
改正 令和 元年 5月10日規程第13号
改正 令和 元年 9月12日規程第20号
改正 令和 2年 4月 1日規程第12号
改正 令和 4年 3月11日規程第 8号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）（以下「補助金取扱要領」という。）第9条第2項の規定及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）（以下「助成金取扱要領」という。）第9条第2項の規定に基づき、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 科学研究費補助金（以下「補助金」という。）及び学術研究助成基金助成金（以下「助成金」という。）の配分に関する事項
- 二 補助金及び助成金による研究の促進に関する事項
- 三 補助金及び助成金による研究の評価に関する事項
- 四 その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年以内とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。ただし、その場合の任期は、通算6年までとする。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。
- 4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(守秘等)

第6条 委員及び専門委員は、補助金及び助成金の審査に関する秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 理事長は、委員又は専門委員が前項の規定に違反した場合、その他委員又は専門委員たるに適しないと認めるときは、当該委員又は専門委員の委嘱を解くことができる。

(委員長等)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、理事長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第8条 委員会に、調査審議を分担させるため、次の部会を置く。

- 一 審査・評価第一部会
- 二 審査・評価第二部会
- 三 審査第一部会
- 四 審査第二部会
- 五 審査第三部会
- 六 審査第四部会
- 七 審査第五部会
- 八 挑戦的研究部会
- 九 特設分野研究部会
- 十 奨励研究部会
- 十一 成果公開部会
- 十二 国際科学研究費第一部会
- 十三 国際科学研究費第二部会

- 2 部会に分属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 委員長が特に委員会の議決を経る必要があると認めた場合を除き、部会の議決をもって委員会の議決とする。

(部会長等)

第9条 各部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

- 2 部会長は、当該部会に属する委員の中から委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 4 副部会長は、当該部会に属する委員及び専門委員の中から委員長が指名する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を行う。

(小委員会)

- 第10条 審査・評価第一部会、審査・評価第二部会、審査第一部会、審査第二部会、審査第三部会、審査第四部会、審査第五部会、挑戦的研究部会、特設分野研究部会、奨励研究部会、成果公開部会、国際科学研究費第一部会及び国際科学研究費第二部会に、当該部会が担当する調査審議を専門分野ごとに分担させるため、小委員会を置く。
- 2 各小委員会への委員及び専門委員の分属は、委員長の指名による。
 - 3 部会長が特に運営小委員会の議決を経る必要があると認めた場合を除き、小委員会の議決をもって第12条に定める当該運営小委員会の議決とする。

(小委員会の幹事等)

- 第11条 前条の小委員会に、幹事及び副幹事各1人を置くことができる。
- 2 幹事は、当該小委員会に属する委員及び専門委員の中から委員長が指名する。
 - 3 幹事は、小委員会の議長となり、議事を整理する。
 - 4 副幹事は、当該小委員会に属する委員及び専門委員の中から委員長が指名する。
 - 5 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるとき、又は幹事が欠けたときは、その職務を行う。

(運営小委員会)

- 第12条 審査・評価第一部会、審査・評価第二部会、審査第一部会、審査第二部会、審査第三部会、審査第四部会、審査第五部会、挑戦的研究部会、特設分野研究部会、奨励研究部会、成果公開部会、国際科学研究費第一部会及び国際科学研究費第二部会に、次の事項を調査審議するため、運営小委員会を置く。
- 一 小委員会の補助金及び助成金の配分に関する調査審議の方針に関すること
 - 二 その他当該部会の運営に関すること
 - 三 補助金及び助成金の配分に関する各小委員会の調査審議の結果の調整及びその他必要な事項の調査審議に関すること
- 2 運営小委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
- 一 当該部会の部会長及び副部会長
 - 二 当該部会に置かれる小委員会の各幹事
 - 三 当該部会に属する委員
- 3 前項の規定に定めるもののほか、委員長が特に必要があると認めた場合には、運営小委員会に、当該部会に属する専門委員の中から委員長が指名する者を加えることができる。
- 4 部会長は運営小委員会の議長となり、議事を整理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 6 運営小委員会の議決は、当該部会の議決とする。

(議事)

- 第13条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 2 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 3 緊急その他やむを得ない事情と委員長が認める場合は、委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を全委員に送付し、意見を徴することで議事を開くことができるものとし、その結果

をもって議決とすることができる。

- 4 前項の場合において、委員会の議事は全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、部会、小委員会及び運営小委員会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替え、「委員長」とあるのは、次の各區別に従って読み替えるものとする。ただし、別に定める小委員会はこの限りでない。
 - 一 部会及び運営小委員会の議事については、「部会長」
 - 二 小委員会の議事については、「幹事」

(意見の聴取)

第14条 委員会、部会、小委員会及び運営小委員会において必要と認める場合には、委員及び専門委員以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は平成16年9月30日までとする。

附則(平成29年8月28日規程第35号)

この規程は、平成29年8月28日から施行する。

附則(令和元年規程第13号)

- 1 この規程(第15条に掲げるものを除く。)は、令和元年5月10日から施行する。
- 2 第15条の規程は、令和元年5月10日から施行し、平成30年12月14日から適用する。

附則(令和元年規程第20号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則(令和2年規程第12号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和4年規程第8号)

この規程は、令和4年3月11日から施行する。